



# 長野県報

12月16日(月)  
令和元年  
(2019年)  
第65号

## 目 次

### 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則(危機管理防災課) ..... 1

### 告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課) ..... 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾病対策課) ..... 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出(保健・疾病対策課) ..... 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退(保健・疾病対策課) ..... 3

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) ..... 3

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) ..... 3

### 公 告

土地改良区役員の就任の届出(農地整備課) ..... 4

開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) ..... 4

## 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年12月16日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第31号

#### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1のアの(ウ)中「320円」を「330円」に改め、同アの(イ)中「生活」を「避難生活」に改め、同アの(オ)中「生活」を「避難生活」に、「に避難」を「で避難生活」に改め、同1のイ中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同イの(ア)中「(ア) 建設型仮設住宅」を「(ア) 建設型応急住宅」に改め、同(ア)のI中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改め、同(ア)のII中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「561万円」を「571万4,000円」に改め、同(ア)のIIIからVIIまでの規定中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改め、同イの(イ)中「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同表の2のアの(ウ)中「1,140円」を「1,160円」に改め、同表の3のウの(ア)中

18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800	を
30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200	」

18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	に改め、同ウの(イ)中
31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	」

6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600	を
9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500	」

6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

に改め、同表の6のア中「若しくは半壊し」を「半壊し、若しくは半焼若しくは半壊に準ずる程度の損傷を受け」に改め、同6のイ中「58万4,000円」を「次に掲げる額」に改め、同イに次のように加える。」

(7) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 59万5,000円

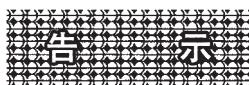
(イ) 半焼又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 30万円

別表第1の8のウの(イ)中「4,400円」を「4,500円」に、「4,700円」を「4,800円」に、「5,100円」を「5,200円」に改め、同表の9のウ中「21万1,300円」を「21万5,200円」に、「16万8,900円」を「17万2,000円」に改め、同表の11のウの(7)中「3,400円」を「3,500円」に改め、同ウの(イ)中「5,300円」を「5,400円」に改め、同表の12のイ中「13万5,400円」を「13万7,900円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和元年10月12日から適用する。

危機管理防災課



#### 長野県告示第357号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和元年12月16日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
飯田市立病院	飯田市八幡町438番地	令和5年1月5日

医療推進課

#### 長野県告示第358号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和元年12月16日

長野県知事 阿部 守一

#### 精神通院医療

医療機関の名称 いしかわ薬局	所 在 地 松本市清水二丁目1番10号	指定した年月日 令和元年12月1日
-------------------	------------------------	----------------------

保健・疾病対策課

#### 長野県告示第359号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和元年12月16日

長野県知事 阿部 守一

#### 精神通院医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地 ホーム土屋薬局 伊那市中央4960	変更後の医療機関の 名称及び所在地 アイン伊那中央薬局 伊那市中央4958	変更した年月日 令和元年11月1日
--	--	----------------------

保健・疾病対策課